

お知らせ版

■発行・編集 佐渡市役所 企画情報課広報広聴係 佐渡市千種232番地 TEL 0259(63)3111・FAX 0259(63)3300

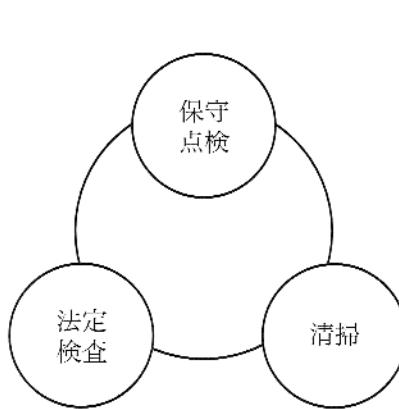
浄化槽の管理をしつかりと

—水道課からのお知らせ—

浄化槽は、微生物の働きによって汚水を処理する大変デリケートな設備です。その使い方や維持管理を適正に行わないと、悪臭が発生したり、汚れた水が流れ出したりして水質汚濁の原因となってしまいます。

自分で設置した浄化槽については責任を持って管理し、地域の生活環境の保全および公衆衛生の向上に努めましょう。

浄化槽を設置しているお宅では、浄化槽法により定期的に保守点検や清掃、法定検査を行なうことが義務付けられています。



1. 保守点検について

(浄化槽の機械類の点検、補修や消毒剤の補給等)

浄化槽の管理者は、浄化槽のタイプに応じた定期的な保守点検を行うことが必要です(浄化槽法第10条)。保守点検業者にご相談ください。

定期的に実施してもらえるよう、保守点検業者と委託契約を結ぶとよいでしょう。

2. 清掃について

(浄化槽にたまつた汚泥や固体物を除去する作業)

浄化槽の管理者は、毎年1回(全ばつ気方式の浄化槽については6か月ごとに1回以上)浄化槽の清掃を行わなければなりません(浄化槽法第10条)。市長の許可を受けた清掃業者に、清掃を委託してください。

3. 法定検査について

(浄化槽の処理水の水質検査)

浄化槽の管理者は、浄化槽の使用を開始して6ヶ月を経過した日から2か月の間に水質検査を受けなければなりません(浄化槽法第7条)。

また、その後も毎年1回水質検査を受け

ることが義務付けられています(浄化槽法第11条)。

法定検査を行う時期になると、新潟県が指定する次の機関から検査申し込み用のハガキが管理者あてに届きますので、検査を申し込んでください。

財團法人 新潟県環境衛生研究所
佐渡検査センター ☎ 55-2819

問い合わせ先

市役所 水道課(担当 大平)
☎ 63-5114

問い合わせ先
市役所 水道課
☎ 63-5114
または各支所水道課



口座振替日変更のお知らせ

収納業務の都合により、次の月は、水道・下水道料金の口座振替日が変更になります。「座振替・自動払込(局)」を利用されている方のご理解と利用口座への事前入金のご協力をお願いします。

【変更日は次のとおり】

- ・12月10日(再振替日)
- ・12月24日(定期振替日)

法定検査を行う時期になると、新潟県が指定する次の機関から検査申し込み用のハガキが管理者あてに届きますので、検査を申し込んでください。

詳しくは、お住まいの地区の水道課へお問い合わせください。